

## 市川市地球温暖化対策推進協議会 規約

(名称)

第1条 この団体の名称は、市川市地球温暖化対策推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策に係る課題の検討と、啓発及び取り組みの立案に関すること
- (2) 地球温暖化対策に係る啓発及び取り組みの推進に関すること
- (3) 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に係る状況把握及び施策評価、さらに課題の抽出と改善案の提案に関すること
- (4) 地球温暖化対策に係る情報の収集及び提供に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、活動若しくは協力する個人、事業者、団体、教育機関、行政等が会員となることができる。

- 2 本会の活動に参加、若しくは協力する意思を表明することで入会とする。
- 3 会員は、団体会員及び個人会員とする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名
  - 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を会計とする。
  - 3 会長、副会長及び監事は、役員会において互選する。
  - 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 6 会計は、会長が指名し、会計に関する事務を掌理する。
  - 7 理事は、役員会に参加し、会務を執行する。
  - 8 監事は、必要に応じて役員会に参加し、本会の経理事務、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。
  - 9 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 10 役員は、前項の任期が満了した後において、後任の役員が選出されるまでの間は、役員職務を行うものとする。
  - 11 役員は、再任されることができる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の承認を得てその在職期間を定めて委嘱する。
- 3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行うほか、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が認めれば、傍聴している会員も発言することができる。
- 4 役員会は、次の事項を協議し、決定する。
  - (1) 総会に付議すべきこと
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (3) その他、総会の議決を要しない活動に関すること

(総会)

第8条 総会は、定期総会を毎年1回、及び臨時総会を必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、役員会から付議された次の事項を協議し、決定する。
  - (1) 運営方針に関すること
  - (2) 事業計画及び予算に関すること
  - (3) 事業報告及び決算に関すること
  - (4) 役員の選出に関すること
  - (5) 規約の改正に関すること
  - (6) その他、運営に関する必要事項

(委員会)

第9条 本会には、本会の活動を推進するため、役員会の承認を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、役員会において別に定める。

(資産)

第10条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金
- (2) その他の収入

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

2 本会の予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

3 本会の決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、市川市環境部総合環境課に置き、事務を処理する。

2 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、設立の日（平成22年11月24日）から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年4月30日までとする。

(附則)（平成23年6月1日）

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

(附則)（平成24年10月22日）

この規約は、平成24年10月22日から施行する。

(附則)（平成26年6月4日）

この規約は、平成26年6月4日から施行する。

(附則)（平成27年6月3日）

この規約は、平成27年6月3日から施行する。

(附則)（平成28年6月16日）

この規約は、平成28年6月16日から施行する。

(附則)（令和元年5月31日）

この規約は、令和元年5月31日から施行する。

(附則) (令和 5 年 5 月 23 日)

この規約は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

## 市川市地球温暖化対策推進協議会 細則

### 第 1 章 委員会について

第 1 条 市川市地球温暖化対策推進協議会規約（以下、「規約」という。）

第 9 条第 1 項に定める委員会をつぎのとおり設置することができる。

- (1) 規約第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当し、活動する委員会
- (2) 規約第 3 条第 1 項第 5 号に該当し、活動する委員会
- (3) 役員の選考を行う役員選考委員会
  - 2 前項第 1 号、第 2 号に基づく委員会は、会長が承認した者で構成する。
  - 3 第 1 項第 1 号、第 2 号に基づく委員会には、委員長 1 名、副委員長若干名を置く。委員長は、会長が役員の中から指名し、副委員長は、会長が役員もしくは会員の中から指名する。

### 第 2 章 役員選考委員会

(定数)

第 2 条 役員選考委員会（以下「選考会」）は、委員 7 名以内をもって組織する。

(選任)

第 3 条 委員は、会員の中で次に掲げる者から構成し、役員会が選任する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 環境に係る活動を行っている NPO・団体の者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者

(委員長)

第 4 条 選考会に委員長を 1 名置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から互選によりその職務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、役員会の選任から次期役員が総会で承認され、決定するまでとする。

(役員選考基準)

第 6 条 本会の目的並びに活動に賛同し、自ら地球温暖化防止への取り組みを行っている個人・事業者・団体。

- 2 本会の目的並びに活動に賛同する学識経験者。
- 3 行政関係者。

(任務)

第7条 選考会は第6条の役員選考基準に基づき、役員候補を選考し、役員会に提出する。

### 第3章 ワーキンググループ

(設置)

第8条 細則第1条第1項第1号及び第2号に基づく委員会には、ワーキンググループを置くことができる。

なお、ワーキンググループを設置した場合は、直近の役員会で報告するものとする。

(構成)

第9条 ワーキンググループは、会員のうち、希望者で構成する。

2 ワーキンググループには、リーダー及びサブリーダーを置く。

リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループにおいて互選する。

(役割)

第10条 ワーキンググループは、本会の活動方針に基づき、委員会の下、規約第3条に基づいて具体的な活動を行う。

2 ワーキンググループに関する必要な事項については役員会で別に定める。

### 第4章 役員会について

(代理出席)

第11条 役員会は、原則として役員の代理出席は認めない。ただし、会長が必要と判断した場合、役員の代理出席を求めることができる。

(附則)

1 この細則は、平成23年1月28日から施行する。